

(1) 新子育て安心プラン実施計画における保育の利用状況と今後の取組について

国では、待機児童の解消を目指すとともに、女性（25歳～44歳）の就業率の上昇に対応するため、平成25年度から始まる「待機児童解消加速化プラン」（目標：5年間で約50万人分）、平成30年度から始まる「子育て安心プラン」（目標：3年間で約32万人分）を策定し、取組を進めてきました。

令和2年12月には、新たに「新子育て安心プラン」を策定し、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、待機児童の現状を踏まえ、

- ①地域の特性に応じた支援
- ②魅力向上を通じた保育士の確保
- ③地域のあらゆる子育て資源の活用

を柱として、各種取組を推進しています。

新子育て安心プランは、就学前児童数や保育ニーズについて地域の実情を踏まえて適切に見込んだうえで、毎年度必要に応じて見直しを行うこととなっており、今年度提出された各市町の子育て安心プラン実施計画では、令和7年4月1日には待機児童がゼロになることをめざしています。

直近の令和6年4月1日現在の実績【別添1参照】では、申込児童数が利用定員数を超えているのは、「0歳児」が1市（昨年は0）、「1・2歳児」が7市町（昨年も7市町）、「3歳以上児」が5市町（昨年は4町）となっており、「1・2歳児」の需要を中心に高い保育ニーズがあることがわかります。

また、申込児童数が利用定員内であるにもかかわらず、待機児童が発生しているのは、「0歳児」が4市町（昨年は2市町）、「1・2歳児」が2市町（昨年も2市町）、「3歳以上児」が1市（昨年は0）となっています。待機児童の発生の要因は、保育士不足や市町内の地域ニーズの偏り等が考えられます。

① 令和6年4月1日待機児童の発生状況

令和6年4月1日の県内保育所等の待機児童数については、108人となり、昨年同期に比べて5人増加しています。

県全体では、待機児童の解消に向けた取組として、認定こども園の整備などによる定員確保や保育士の確保・処遇改善に係る支援に努めてきたところですが、地域ニーズの偏り等もあり、必要となる保育士や施設が確保できなかったため、4市町において待機児童が発生したと考えられます。

●待機児童数の推移

	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1
合計	109	81	50	64	103	108
待機児童の内、低年齢児（0歳～2歳）の数	106	81	50	62	103	95
待機児童の内、低年齢児の割合	97.2%	100.0%	100.0%	96.9%	100.0%	88.0%
津市	0	0	0	0	57	0
四日市市	0	0	0	0	0	72
松阪市	31	0	0	0	0	0
名張市	11	0	0	0	0	0
亀山市	6	15	12	19	5	3
鳥羽市	0	0	0	5	0	0
熊野市	1	0	0	1	0	0
伊賀市	3	7	3	3	3	2
東員町	0	0	7	12	26	31
菰野町	54	55	28	3	0	0
川越町	3	4	0	21	12	0
明和町	0	0	0	0	0	0

令和6年4月1日時点で待機児童が発生した4市町の発生理由と主な対応については次のとおりです。

・四日市市

保育士不足の状況の中、公立園において特別な配慮や支援が必要な児童が増加し、当該児童を保育する加配保育士が必要となり、定員までの児童の受入れが困難になったことが主な要因として考えられています。

公立園における保育士確保の取組として、正規職員の採用増や潜在保育士の再就職支援の拡充を行うとともに、私立園への支援強化として、民間保育所等運営費補助金や雇用定着のための就労奨励金について、さらなる補助単価や制度の見直しを検討するとしています。

・亀山市

保育士不足と受け皿不足の状況が続いているため、待機児童が生じています。ただし、令和4年度の保育所整備（園舎増設）により改善傾向にあります。

・伊賀市

保育施設は足りているものの、保育士不足により、待機児童が生じています。

・東員町

若年層の子育て世帯の転入が増加する等、低年齢児の保育ニーズが高まる一方で、十分な保育士の確保ができず、待機児童が生じています。

なお、津市及び川越町では、低年齢児の保育ニーズが減少し、保育所等の定員に余裕が生まれたため、待機児童が解消されています。

県では、待機児童解消に向けて、引き続き、潜在保育士の職場復帰支援、新任保育士の就業継続支援や保育士修学資金等貸付などの取組を進めるとともに、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士に対する就職・再就職支援や、現任保育士の定着・キャリアアップの支援等を行うことにより、保育士確保を支援していきます。

また、保育の質の向上や現場の保育士の離職防止のため、保育士の加配による低年齢児保育の充実や、保育士の周辺業務を行う人材の配置、働きやすい環境を整えるためのICT等を活用した事務作業の効率化の推進に向けた財政支援などの取組を進めていきます。

② 認定こども園、保育所の整備状況

私立の施設で国または県の補助金を活用し、令和5年度中に整備した施設は4施設あり、1号認定（教育）は25名、2号・3号認定（保育）は187名の定員増となり、全体では212名の増加となっています。

●定員の増加を伴う施設の整備状況 （令和5年度）

市町	類型別	整備区分	定員増	
津市	幼保連携型認定こども園	増改築	2・3号	27名増
四日市市	幼保連携型認定こども園	創設	1号 10名増	2・3号 30名増
桑名市	幼保連携型認定こども園	創設	1号 15名増	2・3号 60名増
名張市	幼保連携型認定こども園	創設	2・3号	70名増
計	4施設		1号 25名増	2・3号 187名増

また、令和6年度中に完成または完成予定の施設は8施設あり、1号認定（教育）は42名、2号・3号認定（保育）は358名の定員増となる見込みであり、全体では、400名の増加となる見込みです。

●定員の増加を伴う施設の整備状況

(令和6年度予定) <令和6年7月末日時点>

市町	類型別	整備区分	定員増			
津市	幼保連携型認定こども園	創設	1号	15名増	2・3号	140名増
松阪市	保育所	増改築			2・3号	30名増
松阪市	保育所	増改築			2・3号	30名増
桑名市	幼保連携型認定こども園	増改築			2・3号	30名増
名張市	幼保連携型認定こども園	創設	1号	15名増	2・3号	10名増
尾鷲市	小規模保育事業所	創設			2・3号	19名増
亀山市	幼保連携型認定こども園	創設			2・3号	78名増
亀山市	幼保連携型認定こども園	創設	1号	12名増	2・3号	21名増
計	8施設		1号	42名増	2・3号	358名増

【資料1別添1】

○新子育て安心プラン実施計画（令和6年度新子育て安心プラン実施計画報告に基づく数値）

市町名	就学前児童数			申込児童数（※）			申込率（※）			利用定員数（※）			利用児童数（※）			待機児童数								
	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児					
津市	1,554	3,556	5,735	10,845	294	2,235	3,803	6,332	18.9%	62.9%	66.3%	58.4%	581	2,201	4,005	6,787	272	2,099	3,777	6,148	0	0	0	0
四日市市	1,959	4,342	6,706	13,007	230	2,118	3,595	5,943	11.7%	48.8%	53.6%	45.7%	446	2,004	3,774	6,224	202	1,906	3,557	5,665	3	56	13	72
伊勢市	584	1,427	2,492	4,503	94	909	1,843	2,846	16.1%	63.7%	74.0%	63.2%	212	1,010	2,160	3,382	90	891	1,819	2,800	0	0	0	0
松阪市	841	1,951	3,317	6,109	137	1,306	2,490	3,933	16.3%	66.9%	75.1%	64.4%	322	1,556	3,407	5,285	123	1,282	2,487	3,892	0	0	0	0
桑名市	777	1,765	2,888	5,430	85	952	1,610	2,647	10.9%	53.9%	55.7%	48.7%	188	914	1,733	2,835	72	840	1,590	2,502	0	0	0	0
鈴鹿市	1,187	2,665	4,214	8,066	164	1,569	2,655	4,388	13.8%	58.9%	63.0%	54.4%	358	1,620	3,081	5,059	164	1,564	2,654	4,382	0	0	0	0
名張市	334	821	1,426	2,581	46	543	965	1,554	13.8%	66.1%	67.7%	60.2%	174	650	943	1,767	44	526	965	1,535	0	0	0	0
尾鷲市	46	111	210	367	27	89	199	315	58.7%	80.2%	94.8%	85.8%	26	100	219	345	27	89	199	315	0	0	0	0
亀山市	303	674	1,181	2,158	23	389	742	1,154	7.6%	57.7%	62.8%	53.5%	107	382	790	1,279	17	365	742	1,124	3	0	0	3
鳥羽市	51	131	237	419	15	97	226	338	29.4%	74.0%	95.4%	80.7%	18	110	412	540	15	97	209	321	0	0	0	0
熊野市	56	119	223	398	11	79	172	262	19.6%	66.4%	77.1%	65.8%	15	119	267	401	11	79	172	262	0	0	0	0
いなべ市	240	701	1,004	1,945	46	377	963	1,386	19.2%	53.8%	95.9%	71.3%	53	320	987	1,360	10	282	961	1,253	0	0	0	0
志摩市	144	321	578	1,043	8	225	436	669	5.6%	70.1%	75.4%	64.1%	51	314	641	1,006	8	225	436	669	0	0	0	0
伊賀市	401	928	1,557	2,886	60	597	1,319	1,976	15.0%	64.3%	84.7%	68.5%	205	733	1,593	2,531	40	544	1,317	1,901	1	1	0	2
木曽岬町	20	52	83	155	3	19	54	76	15.0%	36.5%	65.1%	49.0%	6	30	54	90	3	19	54	76	0	0	0	0
東員町	157	421	700	1,278	7	188	476	671	4.5%	44.7%	68.0%	52.5%	36	230	557	823	2	162	476	640	5	26	0	31
菟野町	232	554	1,022	1,808	14	279	779	1,072	6.0%	50.4%	76.2%	59.3%	78	299	766	1,143	13	261	779	1,053	0	0	0	0
朝日町	105	210	328	643	7	94	235	336	6.7%	44.8%	71.6%	52.3%	31	91	131	253	7	94	235	336	0	0	0	0
川越町	128	272	382	782	9	127	235	371	7.0%	46.7%	61.5%	47.4%	30	120	230	380	8	117	235	360	0	0	0	0
多気町	57	170	291	518	5	128	283	416	8.8%	75.3%	97.3%	80.3%	33	171	387	591	3	126	283	412	0	0	0	0
明和町	128	352	588	1,068	19	256	479	754	14.8%	72.7%	81.5%	70.6%	80	283	473	836	19	256	479	754	0	0	0	0
大台町	25	73	117	215	3	62	115	180	12.0%	84.9%	98.3%	83.7%	18	93	234	345	3	62	115	180	0	0	0	0
玉城町	82	243	342	667	2	122	333	457	2.4%	50.2%	97.4%	68.5%	10	129	481	620	2	122	333	457	0	0	0	0
度会町	34	66	142	242	7	43	136	186	20.6%	65.2%	95.8%	76.9%	10	100	210	320	7	43	136	186	0	0	0	0
大紀町	18	41	94	153	2	25	58	85	11.1%	61.0%	61.7%	55.6%	12	60	153	225	2	25	58	85	0	0	0	0
南伊勢町	27	59	86	172	1	46	82	129	3.7%	78.0%	95.3%	75.0%	21	94	175	290	1	46	82	129	0	0	0	0
紀北町	41	90	145	276	2	70	135	207	4.9%	77.8%	93.1%	75.0%	22	79	159	260	2	70	135	207	0	0	0	0
御浜町	28	71	102	201	2	44	89	135	7.1%	62.0%	87.3%	67.2%	9	60	120	189	2	44	86	132	0	0	0	0
紀宝町	37	122	181	340	4	84	160	248	10.8%	68.9%	88.4%	72.9%	12	149	274	435	4	84	118	206	0	0	0	0
三重県	9,596	22,308	36,371	68,275	1,327	13,072	24,667	39,066	13.8%	58.6%	67.8%	57.2%	3,164	14,021	28,416	45,601	1,173	12,320	24,489	37,982	12	83	13	108

※設定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園等を除く

【申込児童数が利用定員を超えている】

【申込児童数が利用定員内にあるにもかかわらず、待機児童が発生】

(2) 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続き等について

① 認定こども園の設置状況

三重県子ども・子育て支援事業支援計画における、認定こども園の目標設置数は、教育・保育を提供する市町と、私立幼稚園の移行希望を合わせて設定しており、令和2年度から令和5年度までの間で新たに15施設を設置し、既存の55施設と合わせ、今後設置予定のものを含めると70施設を設置する見込みとなっています。

● 認定こども園目標設置数及び設置数 <令和6年7月末時点>

	既設	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
認定こども園 目標設置数	55	10	2	1	0	—	70 (時期未定2を含む)
設置数 (年度内実績)	55	10	4	13	12	23	117

【参考1】 認定こども園の類型別の設置状況 <令和6年7月末時点>

類型別	既設	設置 (令和6年4月1日付け)	計
幼保連携型認定こども園	75	20	95
保育所型認定こども園	14	1	15
幼稚園型認定こども園	5	2	7
計	94	23	117

【参考2】 令和6年度の新たな認定こども園の設置状況 <令和6年7月末時点>

	移行・新規の別				計
	幼稚園から	保育所から	幼稚園と保育所を統合	新規	
設置施設数	3	15	5	0	23

※公立幼稚園から移行した園を含みます。

② 認定こども園等への移行状況

各施設（私立幼稚園、私立保育所）の、認定こども園への移行状況については、次のとおりです。

●私立幼稚園における認定こども園への移行状況 <令和6年7月末時点>

	既設	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	計
認定こども園	16	0	0	1	2	2	21
幼保連携型	15	0	0	1	0	0	16
幼稚園型	1	0	0	0	2	2	5

●私立保育所における認定こども園への移行状況 <令和6年7月末時点>

	既設	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	計
認定こども園	19	3	3	7	3	13	48
幼保連携型	19	3	3	7	3	12	47
保育所型	0	0	0	0	0	1	1

【参考】上記のほか、以下の認定こども園があります。

- ・ 公立施設から移行した認定こども園が41施設（幼保連携型：27園、幼稚園型2園、保育園型12園）
- ・ その他、移行を伴わない新規施設、小規模保育事業所・認可外保育施設から移行した施設等が6施設（幼保連携型：4施設、保育所型：2施設）

③ 幼保連携型認定こども園の認可手続き等について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）をはじめとする諸法令の改正等に基づき、平成27年4月1日から、幼保連携型認定こども園は新たな認可施設として位置付けられています。

幼保連携型認定こども園の認可については、本県でも幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例および同条例施行規則により定めています。

令和5年度の認可結果及び令和6年度の認可に向けての具体的な手続きや法第25条に定める合議制の機関（認定こども園認可等部会）の開催の時期については、次のとおりとなっています。

●令和5年度の認可結果

私立の幼保連携型認定こども園の令和6年4月からの設置に係る認可申請は13件あり、三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会（令和6年2月26日開催）における審議結果をふまえ、すべての申請を認可しました。

●令和6年度の申請・認可手続き（予定）

時 期	内 容	備 考（依頼様式等）
令和6年9月末	幼保連携型認定こども園 認可仮申請 締切	・申請書(第1号様式) ・認可基準調書(別添第1号)
令和6年12月末	幼保連携型認定こども園 認可本申請 締切	・申請書(第1号様式) ・認可基準調書(別添第1号) ・事業計画書(別添第2号)
令和7年1月	第1回認定こども園認可 等部会 開催 (書面開催)	
令和7年2月中旬 または下旬	第2回認定こども園認可 等部会 開催	
令和7年3月	幼保連携型認定こども園 の認可	

令和7年4月開設予定の私立の幼保連携型認定こども園の申請件数については、令和6年10月頃に判明する見込みです。

(津市1件、名張市1件、いなべ市1件、その他四日市市等で開設予定の情報あり)

また、公立幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の開設予定件数は、令和7年1月頃に判明する見込みです。

(3) 地域子ども・子育て支援事業について

① 病児保育事業

病児・病後児の預かり(病児保育)については、病院・保育所等において一時的に保育するなどの病児保育事業と、ファミリー・サポート・センター事業として援助を行う会員の自宅で預かる病児・緊急対応強化事業があります。

令和5年度末現在で、病児保育事業に取り組む市町数(広域利用を含む)は24、ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業に取り組む市町数(合同実施を含む)は16となっています。病児保育及び病児・緊急対応強化事業の両方またはいずれかに取り組む市町数は26です(別添1参照)。

実施市町数は、病児保育事業について、令和4年度より1増加し、ファミリー・サポート・センター事業については、令和4年度からの増減はありません。

※「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。

● 病児保育の実施状況 (令和6年3月31日現在)

○ 病児保育: 24市町(広域利用を含む)

・ 病児対応型(病児・病後児対応型も含む)

15施設 / 施設設置市町 9市、実施市町(広域含む) 22市町

設置市町名	実施施設名	広域利用対象市町
津市	・津病児デイケアルーム「ひまわり」 ・一志病院病児・病後児保育室「みどり」	
四日市市	・四日市市病児保育室「カンガルーム」 ・桜花台病児保育室「チェリーケア」 ・しもの病児保育室「ひばりルーム」 ・ひなが病児保育室「シェルーム」	
伊勢市	・病児保育エンゼル	明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
松阪市	・医療法人おおはし小児科(アリス) ・病児保育・預かり保育ミー	多気町、明和町、大台町
桑名市	・ウエルネス医療クリニックこどもケアハウスぞうさん ・はなまる病児保育室	いなべ市、東員町、木曾岬町、朝日町、川越町
鈴鹿市	・鈴鹿市病児保育室ハピールーム	
名張市	・みらいのこどもクリニック病児保育室	
志摩市	・よいこ病児保育室	鳥羽市
伊賀市	・ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室	

※設置機関: 桑名市「はなまる病児保育室」は事業所内保育事業、その他はすべて病院又は診療所

・病後児対応型

6施設 / 施設設置市町 5市町、実施市町(広域含む) 5市町

設置市町名	実施施設名	広域利用対象市町
津市	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 津病後児保育室「HUG」 ▪ 高田病後児保育所「ぬくみ」 	
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 鈴鹿市立西条保育所 	
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 聖マリアこども園 	
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 玉城町認定こども園下外城田保育所 	
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 御浜町子育て支援室 	

※設置機関:津市は小規模保育事業と本事業のための専用施設、鈴鹿市は保育所、菰野町と玉城町は保育所型認定こども園、御浜町は子育て支援センター

【参考】病児保育の安定的な運営に向けた支援の充実

病児保育事業を実施する市町（市町から民間施設に事業実施の委託や補助を行っている場合があります。）に対し、その実施に要する経費の一部を国と県から補助しています。

病児保育の安定的な運営のため、令和6年度から、補助基準額（補助額の算定上の上限額）が大幅に増額されるとともに、運営上の一課題となっている当日キャンセル対応について、一定の要件を満たせば補助を受けられる仕組みが本格化されています。

●病児保育施設の整備状況（国または県の補助金を活用して整備する施設）

（令和5年度）

整備なし

（令和6年度予定）

整備中 1施設（川越町）

（令和7年度見込み）

整備見込み 数ヶ所の施設

●ファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応強化事業)の実施状況

16市町(合同実施5町を含む)

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、亀山市、熊野市、伊賀市、朝日町(合同:木曾岬町)、玉城町(合同:大台町、度会町、大紀町、南伊勢町)

病児保育事業・ファミサポ(病児・緊急対応強化事業)の実施状況【R6.4.1現在】

	病児保育事業		ファミリー・サポート・センター実施	うち病児・緊急対応強化事業実施
	病児対応のみ又は病児・病後児対応(△:広域利用)	病後児対応のみ(△:広域利用)		
津市	○	○	○	○
四日市市	○		○	○
伊勢市	○		○	○
松阪市	○		○	○
桑名市	○		○	○
鈴鹿市	○	○	○	
名張市	○		○	○
尾鷲市			○	
亀山市			○	○
鳥羽市	△ 志摩		○	
熊野市			○	○
いなべ市	△ 桑名		○	
志摩市	○		○	
伊賀市	○		○	○
木曾岬町	△ 桑名		□ 朝日	□ 朝日
東員町	△ 桑名		○	
菰野町		○	○	
朝日町	△ 桑名		○	○
川越町	△ 桑名		○	
多気町	△ 松阪		○	
明和町	△ 松阪・伊勢		○	
大台町	△ 松阪		□ 玉城	□ 玉城
玉城町	△ 伊勢	○	○	○
度会町	△ 伊勢		□ 玉城	□ 玉城
大紀町	△ 伊勢		□ 玉城	□ 玉城
南伊勢町	△ 伊勢		□ 玉城	□ 玉城
紀北町				
御浜町		○	○	
紀宝町			○	

病児保育:

12市町

→(広域利用含む:○+△)24市町

ファミサポ(病児・緊急対応実施):

11市町

→(合同実施含む:○+□)16市町

病児保育又は病児・緊急
対応強化事業を行う市町→**26市町**(重複除く)

② 放課後児童対策事業

●放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況

放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置する小学校区の割合は、高い割合で推移しています。

令和5年度 97.4%

- ・放課後児童クラブ 329校区(445クラブ)、放課後子ども教室 148校区(78教室)
- ・どちらかが利用可能な校区 331校区 / 全小学校区 340校区 = 97.4%

令和6年度 97.4%

- ・放課後児童クラブ 329校区(449クラブ)、放課後子ども教室 149校区(75教室)
- ・どちらかが利用可能な校区 331校区 / 全小学校区 340校区 = 97.4%

●放課後児童クラブの待機児童数(令和5年5月1日現在)

放課後児童クラブの令和5年5月1日現在の待機児童数は、前年同日現在より26人増加しています。

令和4年度から比べて、待機児童が0人となった市がある一方で、待機児童が発生あるいは増加した市町があり、依然として複数の市町で待機児童が発生しています。

放課後児童クラブ施設の新設や改修等により、一部では利用定員を増やしているものの、利用希望者が増加し、現状のクラブ定員数では受け入れることができなかったことや、放課後児童支援員の不足から受入れ枠を拡大することができなかったことなどによります。

(令和4年5月1日現在 5市町 52人)
 令和5年5月1日現在 5市 78人
 令和6年5月1日現在 (調査中)

市町名	令和4年度	令和5年度	増減
津市	22	32	10
四日市市	4	0	▲ 4
伊勢市	0	2	2
鈴鹿市	0	8	8
名張市	8	4	▲ 4
伊賀市	17	32	15
御浜町	1	0	▲ 1
合計	52	78	26

各市町で待機児童が発生した主な理由は次のとおりです。

○津市

- ・宅地開発が進む地区において児童が増加しており、申込みが定員を超過しました。
- ・放課後児童支援員(補助員含む)の不足や児童一人当たりの専用区画面積(1.65 m²以上)が確保できないことなどにより、受入れ児童数を増加できず、定員超過に陥りました。

○伊勢市

- ・放課後児童支援員等の人材確保が困難であり、新規開設等ができませんでした。

○鈴鹿市

- ・校区の入学者数が昨年比で微増したことに加え、共働き世帯が増えたことにより、定員を超過する申請がありました。

○名張市

- ・定員を超過する申込みがありました。

○伊賀市

- ・市街地の中心部にある校区において、児童数が多く、定員を超過する児童の申込みがありました。
- ・中高学年の退所する児童の数が少なく、新1年生等の新規の申込みが溢れて定員を超過してしまいました。

県では、待機児童解消に向けて、引き続き、放課後児童クラブの運営や施設整備への補助を行うとともに、放課後児童支援員等の研修を実施し、支援員等の確保や資質の向上に努め、市町の受け皿確保の取組を支援していきます。

令和6年度においては、年度内に2回実施する放課後児童支援員を養成する研修について、特に人材が必要となる小学校の夏季休業までに第1回目の研修を修了できるよう体制を整え、新たに138人を支援員として資格認定しました。

●放課後児童クラブ施設の整備状況(県または国の補助金を活用して整備する施設)

(令和5年度) 3施設

津市	一志放課後児童クラブ高岡学童クラブ	(定員 47 名増 改修)
いなべ市	十社放課後児童クラブ室	(大規模修繕)
明和町	(仮称)統合小学校放課後児童クラブ	(定員 210 名 創設)

※2か年事業(令和5年度～令和6年度実施)

(令和6年度予定) 7施設整備予定(2か年事業除く)

津市	(仮称)誠之放課後児童クラブB	(定員 49 名 創設)
津市	白塚地区放課後児童クラブ(仮称)はまっ子会	(定員 40 名増 改修)
鈴鹿市	放課後児童クラブ 日の本クラブ稲生	(定員 20 名増 改修)
桑名市	(仮称)sodachi クラブ	(定員 10 名 創設)
名張市	名張小学校区放課後児童クラブ4	(定員 40 名 創設)
熊野市	くまのっ子学童クラブ金山事業所A・B	(定員 5 名増 改築)
大紀町	柏崎放課後児童クラブ	(大規模修繕)

●ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料支援の状況

ひとり親家庭の児童の放課後児童クラブ利用料を減免する放課後児童クラブに助成する市町に対し、1児童あたり月額3,000円を上限に補助を実施しています(県1/2補助)。

支援強化のため、令和6年度から、上限額を1児童あたり月額6,000円に倍増しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町数	25市町	25市町	26市町	27市町
クラブ数	349ヶ所	363ヶ所	379ヶ所	384ヶ所
対象児童数 (年間延べ)	15,048人	15,154人	14,958人	14,781人
対象児童数 (月平均)	1,254人	1,262人	1,246人	1,231人

※放課後児童クラブ活動事業費補助金実績報告より

地域子ども・子育て支援事業 事業一覧

(令和6年4月1日現在)

事業名	事業概要
1 利用者支援事業	子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報の提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業
2 延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費・行事費等および、新制度未移行の私立幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費について助成する事業
4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業
5 放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に学校の余裕教室、児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
6 子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間（短期入所：ショートステイ、夜間養護：トワイライトステイ）、養育・保護を行う事業
7 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業
8 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
10 子育て世帯訪問支援事業（R6新）	要支援児童、要保護児童及びその保護者等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業
11 児童育成支援拠点事業（R6新）	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業
12 親子関係係形成支援事業（R6新）	要支援児童、要保護児童及びその保護者等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業
13 地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
14 一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かりを行う事業
15 病児保育事業	病児等に対して、病院・保育所等に付属して設けられた専用スペース等で、看護師、保育士等が一時的に保育を実施する事業
16 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
※ 妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

(4) 保育士等の人材確保と質の向上について

人材確保

① 保育士・保育所支援センター事業

潜在保育士の現場復帰支援や就職相談、新任保育士の就業継続支援研修、経営者・管理者の職場環境改善・トップマネジメント能力の向上のための研修等を実施しています。

[令和5年度実施実績]

実施事業	実施内容・件数・開催回数・日時等
(1)潜在保育士復帰支援のための就労相談、就労支援の実施	<p>①潜在保育士復帰支援専門相談員の配置 就労相談・支援、求人及び求職に対する就労斡旋</p> <p>②ハローワークと連携「保育のおしごと相談会」開催（96回）</p> <p>③センター登録者への事業案内等の情報提供</p> <p>④潜在保育士等就労・職場復帰支援研修 （受講：106人 視聴回数：442回） eラーニング（動画配信）で5講座実施（2時間／1講座） 配信期間：令和5年10月2日～令和6年2月29日 テーマ：子どもの思いによりそう保育、子どもの発達と保育等</p> <p>⑤職場体験（参加：11人） 上記④の研修受講者のうち、保育現場での体験を希望する者に対し、職場体験の機会を提供。</p>
(2)保育士離職防止に向けた研修の実施	<p>①新任保育士就業継続支援研修（受講：194人） 県内2か所で実施（計4回） 津 令和5年6月30日・7月24日 四日市 令和5年6月23日・7月8日 テーマ：保育現場のコミュニケーション</p> <p>②保育所及び放課後児童クラブの経営者・管理者職場環境改善等研修（受講：計302人 視聴回数：計518回） eラーニング（動画配信）で2講座実施（2時間／1講座） 配信期間：令和5年11月21日～12月18日 テーマ：(1)不適切保育防止、(2)ハラスメント予防</p>
(3)保育士・保育所支援センターウェブサイトでの情報発信	ウェブサイト「みえのほいく」に掲載する施設情報の追加・更新、求人情報の更新、保育士・園インタビューの追加掲載。
(4)市町・他機関との連携	<p>①市町や他機関主催の就職ガイダンス等との連携 「保育のお仕事相談会」（鈴鹿市主催）令和5年5月14日 「なばり保育士・幼稚園教諭就職フェア」（名張市主催） 令和5年5月20日</p> <p>②保育士確保状況等調査 市町の協力を得て、令和5年度保育士等採用状況調査を実施。</p>

[令和6年度実施状況]

実施事業	実施内容・件数・開催回数・日時等
(1)潜在保育士復帰支援のための就労相談、就労支援の実施	<p>①潜在保育士復帰支援専門相談員の配置 就労相談・支援、求人及び求職に対する就労斡旋</p> <p>②潜在保育士等を対象とした就職相談会の実施 (県内6か所以上)</p> <p>③センター登録者への事業案内や求人情報等の情報提供 【→求人情報など提供内容の充実】</p> <p>④潜在保育士等就労・職場復帰支援研修 eラーニング(動画配信)で5講座(2時間/1講座)以上最新の保育現場の状況を踏まえた潜在保育士の就労につながるテーマ</p> <p>⑤職場体験 上記④の研修受講者をはじめ、保育現場での体験を希望する者に対し、職場体験の機会を提供。 【→参加対象の拡大(学生など)】</p>
(2)保育士離職防止に向けた研修の実施	<p>①新任保育士就労継続支援研修 (受講:163人) 県内2か所で実施(計4回) 津 令和6年6月26日・7月11日 四日市 令和6年6月21日・7月10日 テーマ:保育現場のコミュニケーション ※テーマ設定については、「人間関係」に重点化</p> <p>②保育所及び放課後児童クラブの経営者・管理者職場環境改善等研修 eラーニング(動画配信)で2講座実施(2時間/1講座) テーマは2つ設定し、保育士就業継続も関連する内容を実施予定</p>
(3)保育士・保育所支援センターウェブサイトの活用	<p>ウェブサイト「みえのほいく」に掲載する施設情報の追加・更新、求人情報の更新、保育士・園インタビューの追加掲載。</p>
(4)市町・他機関との連携	<p>①市町や他機関主催の就職ガイダンス等との連携</p> <p>②保育士確保状況等調査 市町の協力を得て、令和6年度保育士等採用状況調査を実施。調査結果について、次々頁の【参考】を参照。</p>

② 保育士修学資金等貸付事業

●保育士修学資金貸付

- 1 目的：保育士の資格の取得をめざす学生に修学資金を貸し付けることにより、保育士の人材確保および定着を図る。
- 2 事業実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10／10 補助）
- 3 制度の概要
 - (1) 貸付対象：指定保育士養成施設に在学し、県内の保育所等で将来保育士として働く意思があり、経済的理由により修学が困難な者
 - (2) 貸付内容：月額5万円以内（最長2年間）
＋入学準備金20万円以内（初回のみ）
（無利子、免除規定あり）
※令和6年度から、「入学準備金」を追加。
 - (3) 制度開始時期：平成27年度
- 4 令和5年度実施実績：新規貸付39人／令和4年度からの継続貸付41人
- 5 令和6年度実施状況：新規貸付45人（うち、入学準備金も活用41人）

●保育士就職支援準備金貸付

- 1 目的：潜在保育士の再就職・就労のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。
- 2 事業実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10／10 補助）
- 3 制度の概要
 - (1) 貸付対象：以下の要件をすべて満たす者。
 - ・保育所等の施設又は事業を離職した者、又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
 - ・保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する者※令和2年度から、就業1ヶ月以内の者を含むよう改正。
 - (2) 貸付内容：40万円以内（1回限り、無利子、免除規定あり）
 - (3) 制度開始時期：平成28年度
- 4 令和5年度実施実績：貸付1人
- 5 令和6年度実施予定：貸付枠5人程度

●保育補助者雇上費貸付

- 1 目的：保育士の業務負担軽減を図るため、保育補助者の雇上げに必要な費用を保育事業者に貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。
- 2 事業実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10／10 補助）
- 3 制度の概要
 - (1) 貸付対象：県内において、特に保育士の業務負担軽減に資する取組、保育士資格の取得を目指す保育補助者を新たに雇い上げる以下の事業を行う者
 - ①保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ②小規模保育事業
 - ③事業所内保育事業
 - ④企業主導型保育事業
 - (2) 貸付内容：年額295万3千円以内（最長3年、無利子、免除規定あり）
 - (3) 制度開始時期：令和3年度

- 4 令和5年度実施実績：募集休止
 （保育士修学資金貸付の貸付枠の拡大のため、本資金を流用）
- 5 令和6年度実施予定：貸付枠5件以内

③ 保育対策総合支援事業費補助金等

●保育体制強化事業

保育に係る周辺業務に従事する保育支援者（遊び場や遊具等の消毒・清掃など保育に係る周辺業務を行う者）を新たに配置した私立保育所等に対して補助を実施する市町に対し、補助を行います。

令和5年度実績：7市

令和6年度予定：10市町

●保育補助者雇上強化事業

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るため、私立保育所等における保育士資格を持たない保育補助者（保育士の業務を補助する者）の雇上げ費用を支援する市町に対し、補助を行います。

令和5年度実績：2市

令和6年度予定：2市

【参考】保育所・認定こども園における人材確保の実施状況

※調査方法

各市町に対して、管内の保育所および認定こども園における令和6年度当初に採用しなかった保育士（保育教諭）数等について調査しています。

（保育士・保育所支援センター調べ）

※調査結果は、別添1参照

●採用状況

（全体）

項 目	人 数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	922人	正 規 538人 (58.4%) 非正規 384人 (41.6%)
採用できた保育士（保育教諭）数	633人	正 規 410人 (64.8%) 非正規 223人 (35.2%)

※保育士（保育教諭）の充足率 68.7% 【R5:72.8%】（正規76.2%/非正規58.1%）

（公立施設）

項 目	人 数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	302人	正 規 128人 (42.4%) 非正規 174人 (57.6%)

採用できた保育士（保育教諭）数	202 人	正 規 112 人 (55.4%) 非正規 90 人 (44.6%)
-----------------	-------	---

※保育士（保育教諭）の充足率 66.9% 【R5:72.3%】（正規 87.5%/非正規 51.7%）

（私立施設）

項 目	人 数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	620 人	正 規 410 人 (66.1%) 非正規 210 人 (33.9%)
採用できた保育士（保育教諭）数	431 人	正 規 298 人 (69.1%) 非正規 133 人 (30.9%)

※保育士（保育教諭）の充足率 69.5% 【R5:73.1%】（正規 72.7%/非正規 63.3%）

このことから、令和6年度においても、公立・私立ともに必要とされる新規の人材が十分に確保できている状況になく、前年度と比較すると、充足率が低くなっており、採用状況は悪化していると考えられます。

また、施設の採用形態については、公立では非正規職員を求める傾向があり、私立では正規職員を求める傾向にあり、これは例年どおりです。

●在職者数

令和6年4月1日現在、県内の保育所および認定こども園に在職する保育士（保育教諭）数は、9,362人（R5:9,156人）で、女性が9,126人、男性が236人でした。（男性の全体に占める在職者率は2.5%（R5:2.4%））

昨年度との比較では、在職する保育士（保育教諭）数は206人増加しています。

質の向上

① 幼稚園教諭・保育教諭・保育士のための研修等

●公立の幼稚園教諭・保育教諭

公立の幼稚園教諭のための幼稚園等新規採用教員研修（園外研修(回数)9回、園内研修(期間)10日）および幼稚園等中堅教諭等資質向上研修については、教育公務員特例法に基づき、県教育委員会において実施しており、公立認定こども園の保育教諭についても、これに参加する形をとっています。

●私立の幼稚園教諭・保育教諭

私立の幼稚園教諭や幼稚園から移行した認定こども園の保育教諭のための新任研修については、公立の幼稚園教諭の研修に準じた形で三重県私立幼稚園・認定こども園協会において実施しています。

9回のうち5回については、県教育委員会との公私合同研修として実施しています。

県は、三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修に対して、補助を行い支援しています。

●公私立の保育士・私立の保育教諭のための新任研修

公私の保育士や保育所から移行した認定こども園の保育教諭のための新任研修の園外研修については、平成27年度から保育士・保育所支援センターにおいて、新任保育士の就業継続支援研修（採用から概ね3年程度）として実施し、参加を働きかけています。（「人材確保①保育士・保育所支援センター事業」に記載）

●保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修

県教育委員会と連携し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修を、子どもたちを取り巻く現状や現場のニーズに合わせて実施しています。

〔令和5年度実施実績〕

研修	実施状況
1. 公立幼稚園等新規採用教員研修 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修 (三重県教育委員会主催)	受講者 22名 受講者 16名
2. 乳幼児教育研修 (三重県教育委員会主催)	
①児童虐待の現状と教職員の役割	受講者 24名
②0・1・2歳児からの発達と学び	受講者 77名
③写真等を活用した保育のドキュメンテーションについて	受講者 26名
※①②はネットDE研修による動画配信研修 ③はZOOMによるオンライン研修	

<p>3. 乳幼児教育関連講座 (三重県教育委員会主催)</p> <p>①一緒に始めよう、考えよう、人権教育 ②人権教育と性の多様性について ③未来を拓く人権教育 —一人ひとりの自己実現をめざして— ④自他を認め合い自己肯定感を育む教育 —いじめを生まない仲間づくり— ⑤通常学級における特別な支援—学級経営 ⑥特別支援教育—二次的な障がいを予防する— ⑦特別支援教育基礎講座【自閉症児の教育】 ⑧SDGsを通して学ぶ！多文化共生教育 ⑨不登校児童生徒への支援 ⑩SDGs×森林環境教育 ※①④⑩は集合研修、②③⑤⑥⑦⑧⑨は Zoom による オンライン研修</p>	<p>受講者 8名 受講者 12名 受講者 5名 受講者 19名 受講者 13名 受講者 27名 受講者 1名 受講者 6名 受講者 4名 受講者 1名</p>
<p>4. 私立幼稚園研修等事業費補助金</p>	<p>三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修事業等に対して補助。 私立幼稚園等の教諭・保育教諭の新規採用教員研修会など 10事業を実施 参加者 1,460名</p>
<p>5. 人権保育専門研修 (三重県主催)</p> <p>①性のあり方、性の多様性 ②参加型学習 ③保護者支援 ④障がい児共生保育 ⑤子どもの貧困 ⑥多文化共生保育 ⑦仲間関係づくり ⑧各園における人権保育を推進するために(3回連続講座)</p>	<p>3会場 受講者 68名 3会場 受講者 55名 3会場 受講者 135名 3会場 受講者 45名 3会場 受講者 57名 3会場 受講者 67名 3会場 受講者 79名 3回 受講者 118名 合計 24回 624名</p>

〔令和6年度実施状況〕

研修	実施状況
<p>1. 公立幼稚園等新規採用教員研修 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修 (三重県教育委員会主催)</p>	<p>受講者 15名 受講者 16名</p>

<p>2. 乳幼児教育研修 (三重県教育委員会主催)</p> <p>①児童虐待の現状と教職員の役割 ②0・1・2歳児からの発達と学び ③写真等を活用した保育のドキュメンテーションについて</p> <p>※①②はネットDE研修による動画配信研修 ③はZOOMによるオンライン研修</p>	<p>受講予定者 25名 受講予定者 95名 受講予定者 23名</p>
<p>3. 乳幼児教育関連講座 (三重県教育委員会主催)</p> <p>①学び続ける人権教育 ②人権研修と性の多様性について ③子どもの権利を守るために ④自他を認め合い自己肯定感を育む教育 ⑤特別支援教育ーポジティブ行動支援ー ⑥特別支援教育基礎講座【自閉症児の教育】 ⑦特別支援教育基礎講座【肢体不自由児の教育】 ⑧特別支援教育基礎講座【言語障がい児の教育】 ⑨誰一人取り残さない多文化共生教育 ーSDGsの視点からー ⑩アンガーマネジメントー怒りをコントロールするー ⑪私たちのくらしと森林の役割 ーSDGsの取組をととしてー</p> <p>※①②③⑧⑪は集合研修、④⑤⑥⑦⑨⑩はZoomによるオンライン研修</p>	<p>受講予定者 17名 受講予定者 2名 受講予定者 17名 受講予定者 38名 受講予定者 45名 受講者 1名 受講者 1名 受講者 1名 受講予定者 8名 受講予定者 30名 受講予定者 3名</p>
<p>4. 私立幼稚園研修等事業費補助金</p>	<p>三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修事業等に対して補助。</p> <p>私立幼稚園等の教諭・保育教諭の新規採用教員研修会など10事業を実施 参加予定者 1,670名</p>
<p>5. 人権保育専門研修 (三重県主催)</p> <p>①性のあり方、性の多様性 ②参加型学習 ③保護者支援 ④障がい児共生保育 ⑤子どもの貧困 ⑥多文化共生保育 ⑦仲間関係づくり ⑧各園における人権保育を推進するために(3回連続講座)</p>	<p>3会場 定員 120名 3会場 定員 110名 3会場 定員 190名 3会場 定員 190名 3会場 定員 120名 3会場 定員 125名 3会場 定員 115名 3回 定員 270名</p> <p>合計 24回</p>

② 保育士等キャリアアップ研修

保育現場において、園長、主任保育士の下で、リーダー的な役割を担う保育士等に対し、多様な課題への対応や若手の指導など、職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的に平成30年度から実施しています。

受講機会を確保するため、令和4年度から、全分野においてインターネットを活用したeラーニング（研修動画視聴）形式での研修を採用しています。

令和5年度には、「保育実践」を加えて7分野から8分野へとし、研修体系の充実を図っています。

〔令和5年度実施実績〕

研修	実施状況
保育士等キャリアアップ研修	
①乳児保育	①修了者 425名
②幼児教育	②終了者 311名
③障がい児保育	③修了者 337名
④食育・アレルギー対応	④修了者 308名
⑤保健衛生・安全対策	⑤修了者 265名
⑥保護者支援・子育て支援	⑥修了者 297名
⑦マネジメント	⑦修了者 278名
⑧保育実践【令和5年度新規】	⑧修了者 135名
	合計 2,356名

〔令和6年度実施状況〕

研修	実施状況
保育士等キャリアアップ研修	
①乳児保育	①受講者 425名
②幼児教育	②受講者 405名
③障がい児保育	③受講者 318名
④食育・アレルギー対応	④受講者 388名
⑤保健衛生・安全対策	⑤受講者 326名
⑥保護者支援・子育て支援	⑥受講者 383名
⑦マネジメント	⑦受講者 240名
⑧保育実践	⑧受講者 59名
	合計 2,544名

③ 放課後児童対策事業に関する研修

放課後児童支援員認定資格研修を実施することにより、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の有資格者の配置を進めています。

さらに、放課後児童支援員等を対象とした資質向上研修を実施することで、放課後児童支援員のキャリアアップを図るとともに、放課後児童支援員の処遇改善につなげ

ています。

これらの研修は、受講機会を確保するため、令和5年度からすべてをeラーニング形式で実施しています。

●放課後児童支援員認定資格研修

職務を遂行するうえで必要な知識や技能の習得等のため、「子どもを理解するための基礎知識」や「放課後児童クラブにおける子どもの育成支援」など、6項目のテーマにより認定資格研修を実施しています。

〔令和5年度実施状況〕

修了者 241人（前期：162人 後期：79人）

〔令和6年度実施状況〕

前期：修了者 138人 後期：今後実施予定

●放課後児童支援員等資質向上研修

職務を遂行するうえで必要な知識や技能の補完のため、「児童の安全管理」や「子どもの人権と倫理」を含む8テーマを設定して研修を実施しています。

さらに学びの深化のため、令和6年度には、研修動画視聴に加えて、Zoom等の活用によるワーキング研修を実施します。

〔令和5年度実施状況〕

修了者 171人（前期：128人 後期：43人）

〔令和6年度実施状況〕

今後実施予定

④ 子育て支援員に関する研修

小規模保育、家庭的保育、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等の子育て支援分野において、子どもが健やかに成長できる環境が確保されるよう、支援の担い手となる人材（子育て支援員）が必要となる知識や技能等を修得するための研修を次のコース別に実施しています。

これらの研修は、受講機会を確保するため、令和5年度からすべてeラーニング形式で実施しています。

（ア）地域保育コース（地域型保育）

〔令和5年度実施状況〕 修了者 40人

〔令和6年度実施状況〕 今後実施予定

（イ）放課後児童コース

〔令和5年度実施状況〕 修了者 14人

〔令和6年度実施状況〕 今後実施予定

（ウ）地域子育て支援コース（利用者支援事業・基本型／特定型）【令和5年度新規】

〔令和5年度実施状況〕 修了者 13人

〔令和6年度実施状況〕 今後実施予定（6年度は基本型のみ）

（エ）地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）【令和5年度新規】

〔令和5年度実施状況〕 修了者 25人

〔令和6年度実施状況〕 今後実施予定

第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

1 三重県子ども・子育て支援事業支援計画について

1) 本計画の策定意義等

①策定の根拠

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 62 条第 1 項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）に即して策定します。

②計画の内容

県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」といいます。）は、実施主体である市町が市町子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」といいます。）に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施するための本県の子ども・子育て支援の方向性をまとめたものです。

（参考）基本指針に定められた必須記載事項・任意記載事項（別紙参照）

2) 市町子ども・子育て支援事業計画との関係

市町では、市町計画において、各年度の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

県は、県計画において、各市町の市町計画の量の見込み（数値）および確保方策（数値）を取りまとめ、県全域の量の見込みおよび確保方策として定めます。

3) 県が策定する関連計画との関係

①三重県こども計画（仮称）

こども基本法第 10 条第 1 項に基づき策定される「三重県こども計画（仮称）」は、国の「こども大綱」をふまえた、本県のこども施策に関する総合的な計画であり、令和 6 年度までを計画期間とした現行の「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を踏まえた次期計画として令和 6 年度に策定を進めています。

県計画は、この「三重県こども計画」の関連計画として整合を図ります。

②三重県社会的養育推進計画・三重県ひとり親家庭等自立促進計画

県計画の計画項目のうち、「児童虐待防止対策の充実」、「社会的擁護の充実」、「母子家庭および父子家庭の自立支援の推進」については、「三重県社会的養育推進計画」や「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」との整合を図ります。

2 第三期計画の策定について

1) 策定の方針

- ①第二期計画における取組状況や残された課題等を踏まえ、計画内容の見直しを行います。
- ②基本指針で示された新たな内容や最近の状況変化等に対応します。
- ③独自に、本県の重要課題（例えば、「待機児童ゼロ」など）に対応する取組についても、トピック的に盛り込みます。

2) 計画の構成（骨子）

本計画の構成は、基本指針に定められた内容に即して設定します。
詳細は、「別添1」を参照願います。

3) 計画策定のスケジュール

本計画は、本会議における議論やパブリックコメントによる意見等を踏まえながら策定していきます。
詳細は、「別添2」を参照願います。

8月28日	第1回子ども・子育て会議（策定方針等）
11月上旬	第2回子ども・子育て会議（中間案）
12月～1月	パブリックコメント（中間案）
2月上旬	第3回子ども・子育て会議（最終案）

第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の 構成案及び策定に関する要点について

1 趣旨

- ⇒ ・ 計画期間（5年間）等について記述する
- ・ 第二期計画における取組状況について記述する

2 区域の設定

- (1) 区域設定にあたって
- (2) 県設定区域
- ⇒ ・ 県内の状況が大きく変化しているわけではなく、前回と同様の区域を設定する

3 教育・保育の量の見込み、確保方策

- (1) 量の見込みの設定にあたって
- (2) 確保方策の設定にあたって
- (3) 教育・保育の量の見込み、確保方策
- (4) 認可、認定に係る需給調整の考え方
- ⇒ ・ 「こども誰でも通園制度」に関する記述を追加する

※「量の見込み」とは潜在ニーズを含めた需要の意味で、「確保方策」とは行政サービスの供給の意味であり、計画では、教育・保育及び地域事業の「量の見込み」（＝どのくらいの需要があるか）を設定し、それに対応する「確保方策」（＝いつ・どのくらい供給するか）を定めます。

4 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

- (1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援及び普及に係る考え方
- (2) 県が行う必要な支援
- (3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進方策
- (4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策
- (5) 幼稚園等と小学校等との連携方策
- ⇒ ・ 認定こども園への移行希望の調査、認定こども園の設置・移行の促進の考え方に関する記述を行う

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策
- (2) 県による重点的な取組
- ⇒ ・ 基本指針に定められた新たな事業に関する記述を追加する
 （子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）
- ・ 本支援事業のうちの県の重点的な取組（市町支援）に関する検討が必要である
 （第一期・第二期：病児保育事業、放課後児童対策、妊産婦・乳幼児ケアの充実）

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ⇒ ・ 幼児教育・保育の無償化（指導監督基準を満たさない認可外保育施設への対応）に関する記述を行う

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

(2) 資質の向上、専門性の確保

⇒・保育士・保育教諭等の必要見込み数については、新たな児童の年齢別の配置基準に留意して算定する

8 教育・保育情報の公表

(1) 公表の方法

(2) 公表の内容

(3) 情報の公表時期及び更新頻度

⇒・状況の変化等に応じ、必要な見直しを行う

9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 社会的養育の充実

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(4) 障がい児施策の充実等

(5) 外国につながる子どもへの支援

⇒・「三重県社会的養育推進計画」や「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」との整合を図る

・子どもの権利擁護に関する事項（児童相談所による意見聴取、子どもの意見表明の環境整備）に関する記述を追加する

10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

⇒・状況の変化等に応じ、必要な見直しを行う

11 計画を推進するために

(1) 進行管理

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

(3) 待機児童解消のための協議会の設置

⇒・状況の変化等に応じ、必要な見直しを行う

*本計画の構成については、今後の策定過程の中で変更することがあります。

【参考】 基本指針と第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の関連

1 【基本指針】 基本的記載事項 (必須)

事 項	内 容	県 計 画 の 構 成
1 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。	2 区域の設定 (1) 区域設定にあたって (2) 県設定区域
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	1 各年度における教育・保育の量の見込み 教育・保育の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期認定区分ごと及び特定教育・保育施設(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。)又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。	3 教育・保育の量の見込み、確保方策 (1) 量の見込みの設定にあたって (2) 確保方策の設定にあたって (3) 教育・保育の量の見込み、確保方策 (4) 認可、認定に係る需給調整の考え方 5 地域子ども・子育て支援事業の推進 (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 (2) 県による重点的な取組
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定子ども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定子ども園への移行に必要な支援その他認定子ども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。	4 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保 (1) 認定子ども園の目標設置数、移行の支援及び普及に係る考え方 (2) 県が行う必要な支援 (3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進方策 (4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策 (5) 幼稚園等と小学校等との連携方策
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。	6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

<p>5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項</p>	<p>特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。</p>	<p>7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等 (1) 人材確保 (2) 資質の向上、専門性の確保</p>
<p>6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</p>	<p>児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。</p>	<p>9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町村との連携 (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 社会的養育の充実 (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (4) 障がい児施策の充実等 (5) 外国につながる子どもへの支援</p>

2 【基本指針】任意記載事項

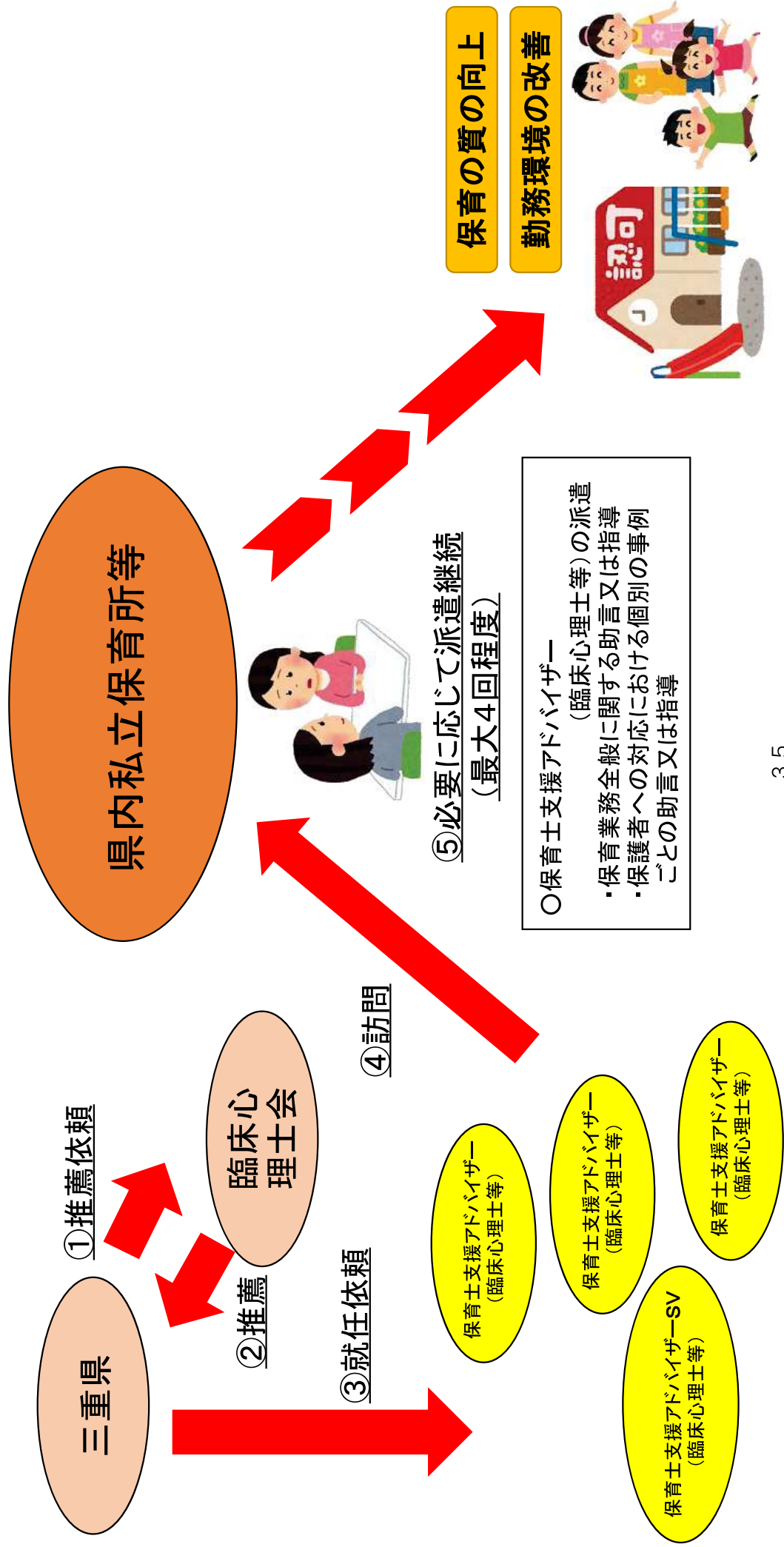
事 項	内 容	県 計 画 の 構 成
<p>1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等</p>	<p>都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に係る法令の根拠、基本理念、目的及び特色等を記載すること。</p>	<p>1 趣旨</p>
<p>2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時及び特定教育・保育施設の利用定員の設定時における都道府県と市町村の協議及び調整等に係る事項を定めること。</p>	<p>11 計画を推進するために (2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き (3) 待機児童解消のための協議会の設置あり</p>
<p>3 教育・保育情報の公表に関する事項</p>	<p>事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めること。</p>	<p>8 教育・保育情報の公表 (1) 公表の方法 (2) 公表の内容 (3) 情報の公表時期及び更新頻度</p>
<p>4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に</p>	<p>仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各都道府県の実情に応じた施策を定めること。</p>	<p>10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進</p>

関する施策との連携に関する事項		
5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期を定めること。	1 趣旨
6 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間（5年間）を定めること。	1 趣旨
7 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。	11 計画を推進するために (1) 進行管理

第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の策定スケジュール

月	県計画	市町計画	備考
8月	<input type="checkbox"/> 下旬 子ども・子育て会議（策定方針等） <input type="checkbox"/> 下旬 関係課への計画文作成依頼（9-10月）	<input type="checkbox"/> 下旬 計画素案の協議依頼／「量の見込み・確保方策」の調査（1回目）	
9月			
10月		<input type="checkbox"/> 中旬 「量の見込み・確保方策」の調査（2回目）	
11月	<input type="checkbox"/> 上旬 子ども・子育て会議（中間案）		
12月	<input type="checkbox"/> 県議会・常任委員会（中間案） <input type="checkbox"/> パブリックコメント（中間案）（12-1月） <input type="checkbox"/> 意見照会（中間案）（会議委員・市町）		
1月		<input type="checkbox"/> 下旬 「量の見込み・確保方策」の最終確認（3回目）	
2月	<input type="checkbox"/> 上旬 子ども・子育て会議（最終案）	<input type="checkbox"/> 中旬 計画案の協議依頼	
3月	<input type="checkbox"/> 県議会・常任委員会（最終案） <input type="checkbox"/> 第三期計画策定		

令和6年度保育士支援アドバイザー等派遣事業 事業イメージ



全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の創設～

【資料7】

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づき地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づき新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案が今国会で可決・成立。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる**

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業

- ・115自治体内示（令和6年4月26日現在）
- ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

○ 法律上制度化し、実施自治体数を拡充

- ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

○ 法律に基づく新たな給付制度

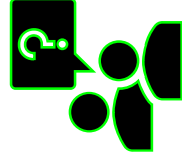
- ・全自治体で実施（※）
- ・国が定める月一定時間までの利用枠

（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。
（令和8・9年度の2年間の経過措置）

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ】

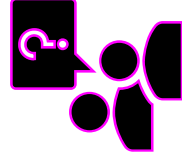
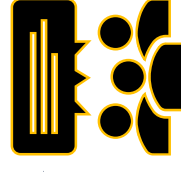
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とすることはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監督、勧告等を設けることとする。等

～こども誰でも通園制度とは～



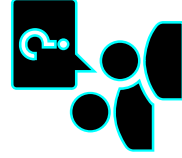
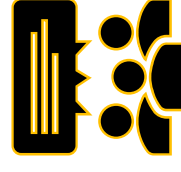
こども誰でも通園制度の目的を教えてください。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ためです。



なぜこども誰でも通園制度を実施するの？

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが『孤立した育児』の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求め意見があるためです。
多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度を実施します。



親のためではなく『こどもまんなか』と言えるのでしょうか？

こども誰でも通園制度を利用する際には、保護者の事由は問わないこととしています。制度利用により、こどもが様々な関わりや経験を得られることは、こどもの育ちに大きな意義があります。その際に、保護者自身のリフレッシュ・レスパイト目的や家族の都合によって制度を利用したとしても、例えばメリハリをつけることでこどもに笑顔で接することができるようになれば、それは十分『こどもまんなか』であると言えます。

